

## ② 監査の結果と意見

今回の実態調査に伴い集計した調査票を分析した結果、教育財産にかかる結果及び意見は次のとおりである。

### 【監査の意見】

#### a. 学校再編における資産の有効活用について

学校再編に当たっては、新施設の建設とともに廃止された施設の有効活用の検討が課題となる。廃止される施設においては、地元住民の要望もあり、過渡的な段階として、旧施設を残さざるをえないという状況がある。住民の理解を得つつ、旧施設の有効活用の検討を積極的に進めることが望まれる。

また、旧木曾山林高等学校の校舎のように、閉校後も教育財産として継続的に利用する施設がある場合には、当該部分は行政財産として残し、その他について普通財産としてその後の有効活用を検討するなど、実態に合わせて柔軟な対応を図ることが望まれる。

#### b. 定時制高等学校にある照明設備のない校庭

上伊那農業高等学校（定時制）には従来から照明設備のない校庭がある。同校は17時30分始業の夜間定時制であり、校庭は未利用であるが、学校は開校中であり校舎が使用中であるため校庭は未利用として認識されず、有効利用の検討がなされていない状態であった。校庭部分についての有効利用を検討することが必要である。

なお、同校は「実態調査からみる有効活用の検討」の将来用途廃止となることが予定されている資産にあるとおり、平成23年3月に閉課程となり、翌4月に用途廃止となる予定である。

#### c. 行政財産である教育財産上に建設された普通財産の建物（職員宿舎）

駒ヶ根工業高等学校では、行政財産である学校用地内に職員宿舎が建設されている。行政財産は行政財産目的に使用するものであり、行政財産である学校用地に、普通財産である職員宿舎が建てられていることは、行政財産が行政目的に使用されていないことを意味し、地方自治法238条第3項の定めに反する。

当該職員宿舎が建設されている敷地は学校用地となっているが、敷地内に他にも多くの職員宿舎が建設されているものの、教育機関の用に供されている財産はなく、実質的に宿舎用地として利用されていることから、実態に合わせて用途廃止を行い、普通財産に所管換を行う等の適切な措置を行う必要がある。

## (5) その他の県有財産

### ① 概要

職員宿舎や教育財産以外の県有財産のうち、未利用の状態となっている県有財産は、大きく分けて以下のとおりである。

- 未利用県有地を処分した後の残地

安全上の理由により売却や有効活用が困難であるものや、財産名称が旧宿舎であるが実際は道路であるなどにより実態に合わせた財産整理が必要とされるものがある。

- 事業が実施されずにいる下水道終末処理場用地

県は利用計画があるため取得したものの、もっとも古いもので昭和 62 年度から 20 年以上の間、45,545.00 m<sup>2</sup>を保有している。これらの用地はいったん処分すると同等の用地を取得することが極めて困難であるから、未利用となったときの有効利用策が課題となる。なお、これらの用地は、現在一時的な資材置き場等として利用されている。

- 職員宿舎建設予定地

現在県は財政上の理由により宿舎の建設を凍結しているが宿舎予定地を保有しており、未利用の状態になっているものの他、現況は外来者向け一時駐車場など他の用途による有効利用がなされている県有地もある。

### ② 意見

#### a. 上田高等学校第 2 グランド

上田高等学校の学校用地である第 2 グランドの一部に崖地となっている部分がある。実態に合わせて、単独で未利用地としての財産の整理が可能であるか検討をする必要がある。

#### b. 旧吉野第 1 職員宿舎、旧徳間宿舎、旧若里職員宿舎、旧佐久技専校寄宿舎・跡部宿舎、旧横田独身寮

上記の旧宿舎は、実際は宿舎売却後の残地がそのまま残されていたことによるものであり、現況はそれぞれ通路、堤防の一部、市道、国道、市道、通路となっている。実態に合わせて財産の整理を行うことが望ましい。

#### c. 南条宿舎、旧小松原住宅、旧蚕試松本支場用地

これらの土地は道路に接していない無道路地であり、一般競争入札等による売却・処分が困難な状況にある。隣接者への譲渡などの処分方法について検討する必要がある。

#### 4. 現地視察の結果と分析

県を北信・東信・中信・南信と4つの地域に分類し、調査票と、管財課が把握している未利用県有地、土地開発公社、住宅供給公社の保有する未分譲資産から、表36のとおり24件を抽出し、現地視察を実施した。

視察対象地の決定にあたっては、長期間未利用となっている県有地の他に平成21年3月までは事業の用に供されていた県有地も対象とし、その後の有効利用に向けた取り組みの状況を確認した。

諏訪、松本及び長野については対象物件が集中している。飯伊、木曾及び北信については同一要因によると考えられる未利用県有地が多く含まれているため、代表となるものや、他地区と共通点の見られない未利用県有地を視察対象とした。

表 36 現地視察を実施した財産の一覧

地区			財産の名称	財産管理者等
北信地区	中野市	1	旧中野高等学校	中野立志館高等学校
	須坂市、高山村	2	県営日滝原産業団地	長野県土地開発公社
	長野市	3	旧公衆衛生専門学校長野校舎	医療政策課
		4	大室団地	長野県住宅供給公社
		5	みこと川住宅	篠ノ井高等学校
		6	長野南地区職員宿舍用地	長野県警察本部
東信地区	上田市	7	旧長野技専上田分校	人材育成課
		8	浦野南団地	長野県住宅供給公社
		9	下塩尻団地	長野県住宅供給公社
小諸市	10	旧小諸保健所	保健厚生課	
中信地区	木曾町	11	旧木曾山林高等学校	木曾青峰高等学校
		12	旧五霊宿舍	木曾青峰高等学校
	松本市	13	島内職員宿舍	松本地方事務所
		14	松本地区職員宿舍予定地	職員課
		15	和田西原団地	長野県住宅供給公社
南信地区	飯田市	16	飯田地区職員宿舍予定地	職員課
	南箕輪村	17	日光平宿舍C	上伊那農業高等学校
	伊那市	18	山本団地	長野県住宅供給公社
	下諏訪町	19	信濃医療福祉センター	障害福祉課
		20	下諏訪寮	諏訪実業高等学校
	諏訪市	21	豊田寮	諏訪地方事務所
		22	くるみ台団地	長野県住宅供給公社
	茅野市	23	中大塩団地	長野県住宅供給公社
富士見町	24	県営富士見高原産業団地	長野県土地開発公社	